

2. 中央社会福祉審議会

生活扶助基準における男女差に ついて（意見具申）（57.1.23.）

1. 生活扶助の基準については、昭和40年度以来格差縮小方式を採用し、一般国民と被保護世帯との間の消費支出水準格差を漸次縮小する立場からその改善を図ってきたが、その成果は必ずしも十分でない。

然るに近時、財政運営の観点から社会福祉施策に対しても種々の議論が行われるようになったが、我が国社会保障制度の基底をなす生活保護制度においては、その時々々の論調に無定見に同調するのではなく、むしろこのような状況下においてこそ底辺の人々の生活を保障し、社会の安定を図るという役割を十分に果たす必要があるため、国民の生活実態の変化を考慮した改善を確保すべきである。

2. 現在、生活扶助基準は、食料費、被服費等の個人的経費からなる第1類と光熱費、家具什器費等の世帯単位の経費からなる第2類とから構成され、このうち第1類は栄養所要量等の差を考慮して性別、年齢別に設定されている。このうち第1類の男女別基準のあり方について種々の議論が提起されているところから当審議会生活保護専門分科会においてこの問題について昭和52年以来慎重に審議を重ねてきた。

生活保護基準は国民の最低限度の生活を保障するものであるから、あくまでも国民の生活実態に対応したものでなければならない。それ故、現実の一般国民の生活実態を常に正しくとらえ、それを生活保護基準に反映させる努力をすることが基本的姿勢でなければならない。

3. 直接男女の生活実態を把握できる資料は極めて限られているので種々の一般的資料からの検討を重ねた結

果次のような所見を得た。

(1) 消費支出のうち、食料費については、男性の方が女性を上回っており、男女差は認められるものの、一般社会における消費生活の構造変化を反映して消費支出に占める食料費の割合は低下している。

(2) 食料費以外の経費については女性の支出の伸びが大きい、これは近年の女性の社会的進出や生活実態の変化によるものと思われ、このうち、特に被服費、理容衛生費等では大幅に男性を上回っている実態が看取される。

(3) これらの結果について総体的にみれば、男女の消費支出が接近する傾向が明確になっており、今後ともこの傾向が強まるものと推定される。

4. 最近及び将来における男女の消費動向が上述のとおりであることに鑑み、生活扶助基準第1類の男女差については速やかにその実態に応じて是正を図ることとし、さらに今後とも男女の消費実態の変化を把握して、これに対応することが必要である。